

沖縄県の食料自給率向上等に向けた調査検討業務委託 企画提案募集要領

1 募集の趣旨

社会情勢の変化等に伴い、令和6年6月に「食料・農業・農村基本法」が制定後初めて改正され、基本理念の柱に「食料安全保障の確保」等が掲げられるとともに、関連法の制定・改正がされるなど、我が国の農政は大きな転換期を迎えている。

こうした中、令和7年4月には「食料・農業・農村基本計画」が新たに策定され、カロリーベース食料自給率の目標に加えて、「食料自給力の確保」などの目標が新たに追加されたところである。一方、国内の農地面積は、我が国の人口分の需要を賄うために必要な面積の3分の1程度しかないとされており、令和5年度のカロリーベース食料自給率は38%、生産額ベース食料自給率は61%となっている。

本県の農林水産業は、台風の常襲や、島しょ性に伴う生産・販売コストの増加、耕地面積が小さく限られるなど、生産条件に不利性があるため、県では、亜熱帯海洋性気候や土壌に適した作物であるさとうきびや冬春期の野菜、畜産、モズク類など生産振興による農家所得の向上を図り、食料の安定供給に向けて取り組んでいるところである。

また、花きや葉たばこなどの非食用作物は、全国有数の産地となっており、農家所得の向上に資する重要な品目となっている。このような状況において、近年の本県における食料自給率は、カロリーベースが32%前後、生産額ベースが45～64%で推移している。

本業務では、こうした社会情勢の変化や「食料・農業・農村基本法」の改正等を踏まえ、本県における農産物等の更なる生産増大による食料自給率の向上を図るため、生産基盤となる農地、生産者、生産技術・経営、流通等に関する情報収集・整理、分析等の調査・検討を行う必要があることから、農業経済・農業政策に精通し、分析・検証業務を完遂できる者を募集する。

2 応募参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たしていること。
- (2) 単独で本業務を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を設置している法人であること。複数の事業者で本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店を有する事業者が必ず1者以上参加していること。
- (3) 沖縄県農林水産業及び関連産業振興に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似の提案における受託実績を有している企業・団体であること。
- (4) 別添仕様書の趣旨に則るとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (5) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、コンソーシアムにあたっては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

(注) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

3 応募方法等

(1) 参加申込

①申込期間 : 令和 7 年 8 月 28 日（木）～9 月 18 日（木）17:00

②提出書類 : 参加申込書 【様式 1】

③提出方法 : 持参・郵送または E メール

※郵送で提出する場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする。

※郵送以外の申請については、必ず受信確認を行うこと。

※コンソーシアムでの応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

(2) 企画提案

①提出期限 : 令和 7 年 9 月 24 日（水）17:00

②提出書類 : 応募申請書 【様式 2】

企画提案書及び応募書類一式【様式 3～7】（下記 5 参照）

③提出方法 : 持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、必ず到着確認を行い、提出期限内の必着とすること。

(3) 質問がある場合は、令和 7 年 9 月 4 日（木）17:00 までに質問書【様式 9】を E メールにより提出すること。（受信確認必須）

回答は、9 月 9 日（火）以降に当課ホームページへの掲載をもって回答とする。

※問い合わせ先は、下記 13 を参照

4 提案内容の要件

企画提案仕様書を参照すること。

5 提出物

- (1) 参加申込書 【様式 1】
- (2) 応募申請書 【様式 2】
- (3) 企画提案書 【様式 3】
- (4) 会社概要書 【様式 4】

- (5) 積算書 【様式 5】
- (6) 実績書 【様式 6】
- (7) 誓約書 【様式 7】

(8) 参考資料（必要に応じて）

※コンソーシアムの場合は、構成員ごとに【様式 4】 【様式 6】 【様式 7】を作成するとともに、【様式 8】 コンソーシアム協定書の写しを添付すること。

※【様式 4】 会社概要書には 2 期分の決算書も添付すること。コンソーシアムの場合は、全構成員分添付すること。

※提出部数：応募申請書 1 部、その他については各 8 部（原本 1 部＋原本写し 7 部）

※コンソーシアムの場合の書類の綴りは、企業ごとではなく、様式の順番に綴ること。それぞれ様式毎にまとめて綴ること。

（例）○ 様式 4（企業 A、企業 B）、様式 5（企業 A、企業 B）

× 企業 A（様式 4、様式 5）、企業 B（様式 4、様式 5）

6 企画書等の体裁

- (1) 原則として、A 4 判、縦、左綴りとする。

特に、【様式 3】 企画提案書については、書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容は、仕様に沿って簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

7 プレゼンテーション審査

- (1) 日時：令和 7 年 10 月上中旬

- (2) 場所： 沖縄県庁 会議室

- (3) 提出された提案書、プレゼンテーション配布資料に基づき説明すること。

※審査会当日の追加資料の提出、配布は一切認めない。ただし、これを踏まえた上で、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。

パソコンの使用については、事前に連絡すること。

- (4) 審査会場への入場者は 3 名以内とし、各々 20 分間（プレゼンテーション 10 分、質疑応答 10 分）でプレゼンテーション審査を行う。

- (5) プレゼンテーションを行う日時・場所については、令和 7 年 9 月 26 日（金）までに連絡を行う。

8 審査方法

- (1) 応募数が 4 者以上の場合は、農林水産総務課において、一次審査（書類審査）を行い、上位 3 者について二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。応募者が 3 者以下の場合は、一次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを二次審査の対象とする。

- (2) 二次審査においては、沖縄県農林水産部農林水産総務課に設置する企画提案書審査会において、各者のプレゼンテーションについて、応募参加資格や業務遂行能力等の視点から検討を加えた後、採点する。

※二次審査は、プレゼンテーション審査に替えて書面審査を行う場合があります。
変更内容については、二次審査対象者に連絡します。

- (3) 一次審査の結果と二次審査で各審査委員のつけた順位をポイントとして集計し、最もポイントの小さい申請者を上位として、審査委員会で総合的に判断し、当該業務の企画提案入選順位を決定する。

※なお、今回の募集は企画提案入選順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。

- (4) 審査結果は、二次審査を行った全ての業者に文書で通知するとともに、沖縄県農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。

公表を行う事項は以下のとおりとする。

- ア 最優秀提案事業者とその評価点
- イ 全提案事業者の名称 ※申込順に記載
- ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載
- エ 最優秀提案事業者の選定理由
- オ その他

- (5) 審査過程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも欠格とする。

9 評価基準

- (1) 基本認識

沖縄県の農林水産業の現状や課題、現場の状況等の基本的認識を有しているか。

- (2) 企画提案書の内容

- ア 事業目的の理解度

本事業の趣旨・目的に適切に対応した提案になっているか。

- イ 提案内容の優良性

提案内容は業務内容に応じて、明確性、具体性、妥当性、現実性を伴っているか。

- ウ 事業実施計画の妥当性

実施スケジュール、事業実施手順・手法は妥当であるか。

- (3) 業務遂行体制・業務実績の評価

- ア 事業を的確に遂行するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。

- イ 類似業務等実務実績は十分か。

10 スケジュール

令和7年8月28日（木） 公募開始

9月 4日（木） 質問締切

9月18日（木） 参加申込締切

9月24日（水） 企画提案締切

10月上旬 プレゼンテーション審査

10 月上旬	審査・採択決定
10 月中下旬	契約

11 その他留意事項

- (1) 書類提出においては、使用する言語及び通貨を日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 事業の実施において、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しません。
- (4) プレゼンテーションに際して、3 (2) の期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けません。
ただし、提案書を踏まえた上で、パソコン、プロジェクターによるプレゼンテーションは許可します。その場合は、事前に申し出てください。
- (5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表いたしません。
- (6) 企画提案書は1事業者（コンソーシアム）につき1件とします。
- (7) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとします。

12 委託企業決定後の業務執行について

- (1) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

※契約保証金について（沖縄県財務規則抜粋）

101 条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履

- 行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて誠実な担保が提供されるとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
 - (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄与に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
 - (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

13 お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書提出先

沖縄県農林水産部 農林水産総務課 企画班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁9階）

電話番号：098-866-2254 FAX：098-866-2265

Eメール：aa040002@pref.okinawa.lg.jp

担 当：渡嘉敷、安藤